

福島市高齢者いきいきプラン2024（素案）に関する パブリック・コメントの結果について

令和5年12月21日（木）から令和6年1月22日（月）まで、福島市高齢者いきいきプラン2024の策定に関するパブリック・コメントを実施し、市民の皆様等からのご意見を募集いたしましたので、その結果及びご意見に対する回答を報告いたします。

1 意見提出者及び件数 16名（74件）

2 意見の内訳

（1）構成	30件
（2）進行管理・評価	13件
（3）個別施策について	19件
（4）現状分析について	8件
（5）委員構成について	4件

以上74件の意見のうち、9件について素案の修正をおこないました。

3 意見の概要と意見に対する考え方

このたび、福島市高齢者いきいきプラン2024（素案）へご意見を賜り、誠にありがとうございました。

いただいたご意見の概要と考え方は次のとおりです。

いただいたご意見については、本計画の策定のための参考とさせていただきます。なお、ご意見の内容につきましては、原文を要約して掲載しております。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	(1) 構成	第4章	4-1 前計画の検証 および その他	基本施策はどのような問題意識の上に、必要とされている施策であるのか何をもってして具体的に事業展開していくのか理解できません。全体として、各基本施策の説明記述の量と質共に極めて不十分と言わざるを得ないと感じます。	計画案策定中は前計画の評価、現状分析、課題の整理、目標、具体的な方策といった順で見ると思いますが、計画期間が進行してからは本市が実行すべき方向性や具体的な施策を明確に示すことが重要と考え、本市が推進していく内容（結論）を分かりやすくするために「体系図」や基本目標、進めるべき施策を最初に置き、その根拠を後半に据える構成としております。 また、本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、個別事業の詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 個別事業の展開、いわゆるアクションプランについては年次で作成しお示しします。
2	(1) 構成	第4章	4-3 本市の状況	計画策定のために行ったニーズ調査は現計画の評価や次期計画策定にどのように反映されたのでしょうか。市民が何を望んでいて、福島市がそれに対してどのような計画を策定したのか、理解できるような構成にすると理解しやすいのでしょうか。	『第4章現状と課題の「4-1 前計画の検証」』に、各調査の総括による課題とそれに対応する方向性を記載し、前半の基本施策につなげる構成としています。
3	(1) 構成	-	その他	前回2021年のものは、200ページに及び、かなり具体的な内容を含んだものでしたが、今回アップされたものは、ほぼ前回の総論部分に該当する内容のように思われました。各論的な具体的なプランは、別に計画がなされ、俎上に乗るものと思われませんが、現在のサービスや支援が、より良い方向へ、充実する方向へシフトするよう、内容を充実させていただけますよう、是非、ご配慮をお願いします。	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、個別事業の詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 個別事業の展開、いわゆるアクションプランについては年次で作成しお示しします。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
4	(1) 構成	第2章	事業目標値	・ P20以降 事業目標値 目標数値の根拠と目標達成のための具体的な施策を示してほしい。	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、個別事業の詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 個別事業の展開、いわゆるアクションプランについては年次で作成しお示しします。 目標数値の根拠は実績や予算を踏まえたものとなりました。表番号の右側に対応する施策番号を表記しておりますので、施策内容を確認することができます。
5	(1) 構成	第2章	基本施策2-1 地域で支え合う体制の強化	現行計画ではP92に「地域包括支援センター運営協議会」を設置運営し、地域包括支援センターの公正・中立性を確保するとともに、地域包括支援センターが地域住民に効果的な運営を安定的・継続的に行われるよう運営や事業に対する評価を実施すると示されていますが、次期計画では「地域包括支援センター運営協議会」の名前すら出てきません。それはなぜでしょうか？その組織や役割を計画に盛り込む必要はないのでしょうか？	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、個別主体の詳細解説や個別事業の詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。
6	(1) 構成	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進 および 基本施策2-4 権利擁護の推進	基本政策2-4の権利条約が、現行の約8ページ分がA4半分に縮小されている。本来なら現状の分析を行い課題を明らかにし、具体的に評価可能な計画を立て、モニタリングして、再評価を加えられる内容でなければならないと思う。また、第二期成年後見制度利用促進計画に基づいて必要な見直しを行う必要がある。認知症に関しても同様に、現状と課題を分析し、評価可能な計画を立てる必要があると思う。 また、国の「認知症施策推進大綱」「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症とともに希望をもって生きるという「新しい認知症観」や認知症基本法の理解促進、認知症の本人の姿と声を通じて「認知症観」を伝えていくことが求められていると思う。	第2期計画に示されている内容は、既に実施しておりますことから、次期計画においても引き続き推進して参ります。 なお、本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、認知症に係る理解促進については、ご意見を踏まえ、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
7	(1) 構成	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	「個別施策1」の普及啓発について、「9月21日を『認知症日』、9月1日から30日までを『認知症月間』とする」と定められたことを踏まえ、その趣旨に沿ったふさわしい事業や行事の実施を提案します。	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
8	(1) 構成	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	小学生から認知症について学校で勉強できるようにすることで子供さんをとおして若い親御さんも勉強できるのではないのでしょうか、今までもかなり教育委員会などに声掛けをしても入っていませんでした。	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
9	(1) 構成	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	認知症の方が事故などに遭遇したり、加害者側になったときなどの保険はどうなっているか。(TEL相談を受けたことがありますので)	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
10	(1) 構成	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	かかりつけ医や認知症サポート医など認知症の疑いがある方を早期に発見し、適切なケアにつなげる。	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
11	(1) 構成	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	認知症にやさしい地域づくりのための小売り・交通・金融・生活サービスなどの幅広い事業所に認知症の理解を促し、官民連携のもと認知症になっても利用しやすい環境の工夫改善を図り、認知症の人にやさしい地域に向けた環境整備。	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
12	(1) 構成	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	認知症の人の想いや地域で活動する本人の姿を発信するなど、本人からの発信の機会を拡大し、認知症の人と共に普及啓発を進める。(福島市では若年の方が具体的に何名いらっしゃるか、どのような生活をされているかを把握する。)	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
13	(1) 構成	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	個別施策1 認知症の人と家族の実態調査等で把握した思いを発信するとあるが、具体的にどのような思いを発信していくのか、施策として見えてこない。	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。 認知症の人と家族の実態調査等で把握した「支えや励みになっていること」他、認知症の人と家族の思いを認知症サポーター養成講座、もの忘れ安心ガイドブック等様々な機会をとらえ発信していく考えです。
14	(1) 構成	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	「個別施策1」の「認知症の人と家族の実態調査の把握と発信」については、施策の策定と推進の基礎となる調査の実施と体制の整備を提案します。	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
15	(1) 構成	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	個別施策1 認知症に関する相談窓口の周知には是非認知症の人と家族会が実施している年10回(毎月第2日曜日13時30分~市民会館にて、8月4月を除く)を周知させて下さい。(尚会場費の負担が大きいので、是非無料もしくは軽減をしていただければ) 世界アルツハイマーデーに合わせた普及・啓発はもっと具体的に示していただきたい。認知症の人と家族の実態の把握は、具体的にどのように取り組むのか?5年間の国の施策として、その取り組みを評価できるような内容であればと思います。	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
16	(1) 構成	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	個別施策3 物忘れ相談医に訪問しますと「オレらは何をすれば良いのか？」と言ったご意見を聞くことが多かった。物忘れの相談医となられる方々への研修について具体的なプログラムを作り、対応できる医療としての力を示していただくための準備等はあるのか？「わたしの人生ノート」の活用については、カフェ等で保健師さんを招いて、ご指導いただきました。もっと広めるためにも、どんな方でどんな所で、指導していただけるか等詳しい方策を知りたい。	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
17	(1) 構成	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	個別施策4 認知症カフェへの支援についても、具体策を示していただきたい。3万円の補助のみでは、おそまつでは？もっと具体的に行政として、どのように指導、支援をしてゆくのか知りたい。	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
18	(1) 構成	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	個別施策5 若年性認知症の方が市内にどの位存在するのか？認知症と判断されたときに、マンツーマンでの本人支援をする予定はあるのか？具体的に本人に関われ、生活全般に関われる体制になるための取り組み等どうお考えか？県内に2名のみでの支援では、不足なのでは？	若年性認知症者数につきましては、「第4章4-3本市の状況」「3認知症高齢者等の推計」<表4-3-3MCI高齢者・若年性認知症者等の推計人数>に記載しております。 本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
19	(1) 構成	第2章	基本施策2-4 権利擁護の推進	<p>現行計画では、P97に現状と課題を分析した上で、今後予想される点を具体的に示し、施策の推進という目標に対して6つの点に取り組むとなっています。その中で、①権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりと、⑤成年後見人の育成については次期計画にも示されていますが、②成年後見制度に関する機関等との連携および調整（協議会の設置）については、示されておりません。協議会はすでに設置・運営されていますが、その協議会を今後どのように展開していくおつもりでしょうか？また、それについて次期計画へ示す必要はないのでしょうか？</p>	<p>本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。</p> <p>なお、協議会は既に設置されておりますことから、設置についての記載はしておりませんが、権利擁護に関する相談実績などを踏まえ、支援制度も含めた関係機関への周知が引き続き必要と考えております。</p>
20	(1) 構成	第2章	基本施策2-4 権利擁護の推進	<p>次期計画のP15では、同様に③「地域連携ネットワークの中核となる機関の設置検討」については、既に設置されたと思いますが、その中核機関を今後はどのように展開するおつもりでしょうか？</p> <p>また、中核機関について、現行計画では約2ページに渡って詳細にその役割について表記されていますが、それについては次期計画には全てカットされていません。成年後見制度を推進する上で重要な機関について、次期計画のその内容と今後の計画が載せられていないのはなぜでしょうか？</p>	<p>本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、個別事業の詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。</p> <p>個別事業の展開、いわゆるアクションプランについては年次で作成しお示しします。</p> <p>中核機関の展開についてはこれまで通りの役割と機能を維持し、必要な方が必要な支援を受けられるよう努めていく考えです。</p>
21	(1) 構成	第2章	基本施策2-4 権利擁護の推進	<p>同様に、現行計画では④成年後見市長申立と利用助成の実施と示されています。福島市では、令和4年4月から成年後見制度利用支援事業として、市長申立以外にも利用助成を拡充して、非課税世帯についても必要に応じて制度の利用を支援していると思いますが、それについて次期計画では表記されていないのはなぜでしょうか？</p>	<p>成年後見市長申立と利用助成の実施については、基本施策2-4の具体的な取組・事業の中で、成年後見人制度利用促進事業として整理しております。</p> <p>また本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、個別事業の詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。</p> <p>個別事業の展開、いわゆるアクションプランについては年次で作成しお示しします。</p>

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
22	(1) 構成	第2章	基本施策2-4 権利擁護の推進	同様に、④市民後見人の育成は表記されているものの、支援体制の整備については記載が外れています。説明文には受任の推進に取り組みますとの表記ありながら、箇条書きの表記からは外れています。また、現行の計画では、講座終了後のバンク登録や、フォローアップ研修などの説明も記載されています。一般市民からすると「市民後見人の養成」との表記だけでは、よく理解できないとおもわれますが、なぜ詳細な説明がないのでしょうか？	支援体制については、既に整備されていることから記載しておりません。この機能をどのように育成に繋げていくかの段階と捉えております。 また、本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、個別事業の詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 個別事業の展開、いわゆるアクションプランについては年次で作成しお示しします。
23	(1) 構成	第2章	基本施策2-4 権利擁護の推進	現行の計画では、平成28年5月に施行された成年後見制度利用促進法により平成29年3月に策定された成年後見制度利用促進計画（国基本計画）により、自治体が求められている機能について説明がなされています。その後、令和4年3月には第二期成年後見制度利用促進計画が策定されており、権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方として、「地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみを作っていく必要がある」となっています。そうした取り組みについて次期計画に含まれていないのはなぜでしょうか？ また、同様に、地域連携ネットワークづくりの進め方として、「権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること、中核機関の役割を明らかにすること」が求められています。その点について、何故次期計画に含まれていないのでしょうか？ 同様に第二期計画は、優先して取り組む事項として、身寄りのない人などへの支援や虐待事案などで市町村長申立ての積極的な活用が必要であると示されています。そうした内容が記載されていないのはなぜでしょうか？	基本施策2-4の具体的な取組・事業の中で、多様な分野・主体が連携するしくみについては、地域連携ネットワークづくりとして、また、市長申立てについては成年後見制度利用促進事業として整理しております。 なお、本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、個別事業の詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 個別事業の展開、いわゆるアクションプランについては年次で作成しお示しします。
24	(1) 構成	第2章	基本施策2-4 権利擁護の推進	市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、成年後見制度に関する内容を市町村計画として定め、第二期計画に基づく必要な見直しが求められています。その内容が次期計画に含まれていないのはなぜでしょうか？	第2期計画に示されている内容は、既に実施しておりますことから、次期計画においても引き続き推進して参ります。 なお、本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、個別事業の詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 個別事業の展開、いわゆるアクションプランについては年次で作成しお示しします。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
25	(1) 構成	第2章	基本施策2-4 権利擁護の推進	現行計画ではP104で高齢者虐待防止連絡会議や高齢者虐待の事例対応の関係図が示されていますが、次期計画にそれが示されていないのはなぜでしょうか？それが示されないということは、どの計画に示され、一般市民にはどのように説明されるのでしょうか？	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、個別事業の詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 個別事業の展開、いわゆるアクションプランについては年次で作成しお示します。 なお、これまでの虐待対応を踏まえると実務上、一般市民から求められたことはございませんが、一般市民に説明が必要な場合は、別途対応して参ります。
26	(1) 構成	第2章	基本施策2-4 権利擁護の推進	権利擁護や高齢者虐待に関して、上部計画の地域福祉計画2021（～2025）では、日常生活自立支援の推進（P69）や成年後見制度の利用支援（P70）、虐待防止ネットワークの充実（P71）に記載されている内容（特に行政の役割）よりも、より具体的な計画の内容が必要であると思いますが、なぜ具体的になっていないのでしょうか？	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、個別事業の詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。
27	(1) 構成	第2章	基本施策3-2 介護サービスの 基盤整備	・公立の介護福祉士養成学校の設置運営 介護職員が養成されなければ、介護人材が確保できず、必要なサービスを提供することができません。このままでは、就労人口も減少し、職員不足のために介護サービスが減少していく可能性が高いと思います。郡山市には養成校が3校ありますが、県北は、2023年3月に二本松市の福島介護福祉専門学校が廃校になり、養成校がなくなってしまいました。経営的な保障がないので、民間は養成校の設立には手をあげられないでしょう。養成校（養成コース）の設置は、県北地区の市町村（保険者）にとって喫緊の課題だと思うので、ご検討をお願い致します。	個別の要望に関しては計画には記載いたしません。介護人材は慢性的に不足している現状と認識しております。介護職員の養成も必要ではありますが、まずは、介護職に興味を持ってもらう、職業選択の一つとしてもらうための事業や、介護職員の資格取得を後押しする研修費用の一部助成事業などを行っています。 介護職員の不足を補うための施策を今後も推進してまいります。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
28	(1) 構成	第2章	基本施策3-3 介護保険制度の 安定的な運営	内容を拝見したが、具体的な説明が全く不足している。介護職はギリギリの人数でやり繰りしており、簡単には休めない。介護のニーズに応えられるように…等々、綺麗毎が羅列されている。現状がどういうものか全く理解されていないことが感じられる。介護職が公務員並みの収入があれば、人手不足もなく辞める人もいないと仲間内では話している。どなたが考えているのかわからないが、誰が見ても理解できるような表記にしてほしい。	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。 介護報酬の基準等は国が定めており、市としては介護職員の確保・定着に資する処遇改善等を国に対し要望しています。併せて市では計画に記載の介護人材の確保施策を進めてまいります。
29	(1) 構成	第2章	基本施策3-3 介護保険制度の 安定的な運営	全般的に、施策の表現が漠然としており、具体的に何をどうしたら達成できるのかの案や対策を示してほしい。 P18 個別施策2 訪問調査の適正な実施→〇日以内に実施 など	本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 個別事業の展開、いわゆるアクションプランについては年次で作成しお示しします。
30	(1) 構成	-	その他	全体の構成を前期計画の評価、現状分析、課題の整理、目標、具体的な方策を示すという基本的でわかりやすい構成にすべきと思います。	本市が推進する政策の方向性や目標、具体的な施策を明確にするために、それらを前面に出す構成とします。 計画案策定中は前計画の評価、現状分析、課題の整理、目標、具体的な方策といった順で見ると思いますが、計画期間が進行してからは本市が実行すべき方向性や具体的な施策を明確に示すことが重要と考え、本市が推進していく内容（結論）を分かりやすくするために、「素案」のとおり「体系図」や基本目標、進めるべき施策を最初に置き、その根拠を後半に据える構成とします。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
31	(2) 進行管理・評価	第1章	1-2 基本目標	基本理念に対して、基本目標が「健康寿命の延伸と地域の支え合いの充実」の一言に集約されるものとは到底思えません。3つの基本指針を示していることと、基本目標の関連付け等、丁寧に説明した文章が必要と思います。	基本目標（健康寿命・地域の支え合い）は、現状分析からの積み上げにより、本市が特に重点を置くべき目標を分かりやすく端的な言葉として新計画で新たに設定しております。 3つの基本方針（いきいき・支える地域体制・安心安全）はこの2つの目標を達成するための方針を表しており、その関連付けを第2章で記述しています。
32	(2) 進行管理・評価	第1章	1-2 基本目標	「基本目標」が限定的であるがゆえに「成果指標」が2点だけに絞られていることで、本市が目指すものがあまりにも狭小化されてしまっている。少なくとも基本施策ごとの目標設定とその達成度の評価指標などを示す必要があると思います。	「基本目標」は本計画で新たに設定したもので、事業目標や業務目標よりも高く位置づける中長期的なアウトカム指標として掲げたものです。本市総合計画と整合する政策指標として3つの基本施策の上に掲げることとします。
33	(2) 進行管理・評価	第1章	1-2 基本目標	基本目標については「健康寿命の延伸」「地域の支え合いの充実」とあるが、この2つのアウトカム指標だけで良いのか。それを達成するための基本施策との整合性がないように感じます。 基本施策は基本目標を達成するためにあり、P20に示された事業目標だけで、個々の事業計画そのものがないことから基本目標を達成するための計画としては弱い内容と思われます。もう少し具体的に計画内容を示す必要があると考えます。	数値目標の「お達者度」と「高齢者や障がい者などへの福祉に対する満足度」は、基本目標である「健康寿命」と「地域の支え合い」の2つに連関して評価する指標として位置づけたところです。 上記より、3つの基本方針と各基本施策を組み合わせることで達成すべき中長期的なアウトカム指標として当該2点を指標として設定することとします。評価はアウトカム指標である2つの「成果指標」と「主な事業目標値」に対する実績で評価します。 個々の事業評価（業務目標達成評価）ではなく（内部では別途実施しますが）、本計画では事業の組み合わせによる政策パッケージの効果を総合的なアウトカム指標で評価する手法を取り入れます。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
34	(2) 進行管理・評価	第1章	1-3 成果指標	<p>・アウトカム指標の妥当性への疑問</p> <p>概要の(4)基本目標・成果指標には、『評価するアウトカム指標として「お達成者度」と「高齢者や障がい者などの福祉に対する満足度」の2つを掲げた』とある。</p> <p>もし、そのふたつの指標が『令和4年度第6次福島市総合計画新ステージ実行プラン結果』にある下記の成果指標だとすれば、いきいきプランの達成度をお達成者度(65歳健康寿命)と高齢者や障がい者などの福祉に対する満足度の2つのみで評価するのは適当なのだろうか？</p> <p>福祉に対する満足度については、数だけではなく質の評価を加えることはできないか。(例えば、運営適正化委員の調査や介護サービス相談員による利用者への聞き取りなど)</p>	<p>数値目標の「お達成者度」と「高齢者や障がい者などへの福祉に対する満足度」は、基本目標である「健康寿命」と「地域の支え合い」を評価する指標として設定したもので、3つの基本方針と各基本施策を組み合わせて達成すべき中長期的なアウトカム指標です。</p> <p>「お達成者度(65歳健康寿命)」は「65歳時の平均余命における日常生活動作が自立している期間の平均」で、各施策を総合的に推進した場合に達成される指標の1つであると判断したところです。</p> <p>「満足度」は「高齢者や障がいのある人、子ども連れの人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがある」と答えた市民の割合で、市民の福祉に対する満足度を指し、本市の福祉の質を評価する指標であると考えております。</p> <p>3つの基本方針の上位に位置づけ、「基本目標」の達成度を明確にするため、「基本目標」に符号する2つ程度が適当と判断し、上記を記載することとします。</p>
35	(2) 進行管理・評価	第1章	1-3 成果指標	<p>「数値目標の②」は、認知症施策の計画的な推進を図るため基本計画を策定し、「共生社会」が実現できたかどうかを検証できる年次ごとの目標値とその達成時期の設定を提案します。</p>	<p>数値目標の「お達成者度」と「高齢者や障がい者などへの福祉に対する満足度」は、基本目標である「健康寿命」と「地域の支え合い」の2つに連関して評価する指標として位置づけたところです。</p> <p>上記より、3つの基本方針と各基本施策を組み合わせて達成すべき中長期的なアウトカム指標として当該2点を指標として設定することとします。</p> <p>なお、達成時期の設定については、『第1章本市が目指す姿の「1-3 成果指標」』に記載しております。</p>
36	(2) 進行管理・評価	第2章	事業目標値	<p>認知症基本法では第11条に「原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする」と記載されているので、それぞれの実施項目をもう少しきめ細やかに目標と達成の時期を計画に入れる必要があるのではないか。</p>	<p>オレンジプランの事業目標値につきましては『第2章基本方針・基本施策の「主な事業目標値」』に記載しているとおりです。</p>
37	(2) 進行管理・評価	第2章	事業目標値	<p>オレンジプランの評価もつけて年度ごとの目標を設定し実績を把握する。</p>	<p>オレンジプランの事業目標値につきましては『第2章基本方針・基本施策の「主な事業目標値」』に記載しているとおりです。</p>

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
38	(2) 進行管理・評価	-	その他	計画の進行管理に関する言及がなされていない。計画－実行－評価－改善を意識した計画とは到底思えません。	ご意見を踏まえ、計画の進行管理の記述を追加します。 本計画の進行管理は「計画－実行－評価－改善」、いわゆるPDCAサイクルを基本としますが、人口減少やコロナ禍により福祉を取り巻く環境が大きく変化していることから、「観察－状況判断－意思決定－実行」の循環も組み合わせ、各施策・事業のスピードや規模を臨機応変に対応していく考えです。
39	(2) 進行管理・評価	-	その他	行政計画はPDCAサイクルの形をとっていることが多く、上部計画の地域福祉計画2021でも、計画・実施・評価などができるものとなっているかと思いますが、今回のこの次期計画ではどのように実施し評価をするおつもりでしょうか？	ご意見を踏まえ、計画の進行管理については記述を追加します。 本計画の進行管理は「計画－実行－評価－改善」、いわゆるPDCAサイクルを基本としますが、人口減少やコロナ禍により福祉を取り巻く環境が大きく変化していることから、「観察－状況判断－意思決定－実行」の循環も組み合わせ、各施策・事業のスピードや規模を臨機応変に対応していく考えです。 評価はアウトカム指標である2つの「成果指標」と「主な事業目標値」に対する実績で評価します。評価は年次の社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で行います。
40	(2) 進行管理・評価	第2章	基本施策2－3 認知症施策の推進	介護保険制度は3年ごとの見直しでしたが今回は5年ごととなっていますがどうなのか。	本計画の計画期間は『序章計画の策定の「1－2計画の期間」』に記載のとおり令和6～8年度の3か年としております。
41	(2) 進行管理・評価	第2章	基本施策2－3 認知症施策の推進	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が本年1月1日に施行になりました。この法律には国及び地方自治体においてそれぞれ認知症施策推進のための基本計画、施策推進計画を策定することが規定されています。そしてこの計画は5年ごとに変更を加えていくことも定められています。ところが福島市高齢者プランは3年ごとの計画となっており、期間が一致しません。従ってこの際この高齢者プランから認知症施策に係る部分は除いて、別途認知症施策推進計画は策定されるべきであると思います。そもそも認知症基本法第3章に規定する基本的施策とこの福島市高齢者プラン素案に書かれているオレンジプランの施策体系がまったく符合していません。これまでの福島市における認知症施策についての評価、反省の上で新たな体制の下で、認知症基本法に基づく認知症施策推進計画を策定すべきです。その際認知症基本法にも規定されているように認知症の人と家族を含む認知症施策推進関係者会議を設置し、そのもとで計画が策定されるべきと考えます。	国および地方自治体の計画期間は「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」で“少なくとも5年ごとに必要な変更を加える”と定められているものです。また、市町村認知症施策推進計画は市町村介護保険事業計画等、“法令の規定による計画で認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない”とされていることから本市では高齢者いきいきプランとして「福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画」と福島市オレンジプランを一体的に策定しています。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
42	(2) 進行管理・評価	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	基本施策の中で、認知症施策は「福島市オレンジプラン」として策定され進行管理される計画になっていますが、介護保険法で示されている総合事業・生活支援体制整備事業、医療介護連携事業等も介護保険の健全で持続可能な運営に係る極めて重要な施策であることから、同じように事業計画を策定し、目標値を設定するなどして進行管理する計画にするべきである。また、あわせて、介護保険法上に位置づけられていないものでも、重要施策は事業計画を策定し進行管理すべきではないか。	本計画は、高齢者の福祉施策と介護保険制度の持続可能性の確保、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムのさらなる深化を目指し、福島市オレンジプランを包含し、一体的に推進するため策定しておりますので、個別の事業計画は策定いたしません。
43	(2) 進行管理・評価	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	計画・目標に対して実績数値のみで、評価が無いのが残念です。評価する事で課題が明らかになり、解決に向けた取組みが出来るのではないかと思います。 地域共生社会の実現に向け、認知症の人の意見や家族の意見が尊重され、地域包括ケアシステムの深化と推進を図り、認知症基本法を踏まえた市の取り組みの方向性と具体的な目標を定めて欲しい。 ①「認知症サポーター」の養成を引き続き行くとともに、認知症の人と関わる機会が多いと思われる企業や、子供・学生などに対する養成講座の実施の機会を拡大。 ②認知症の人や家族が孤立することのないよう、認知症の人や家族が互いに支え合う為に交流する活動の支援。 ③家族介護者が気軽に相談出来る場の確保と相談先の周知、介護者負担を軽減する支援の取り組み。 ④認知症の人が、自らの意思に基づいて日常生活や社会生活を送れるよう、認知症の人の意思決定に関する取り組み。 ⑤認知症の人をはじめとした高齢者の日常の暮らしを支える小売・交通・金融・生活サービス等の幅広い事業所に認知症理解を促し、官民連携のもと、認知症になっても利用しやすい環境の工夫や改善を図り、認知症の人にやさしい地域に向けた環境整備の取り組み。	本計画の進行管理は、3つの基本方針と各基本施策を組み合わせることで達成すべき中長期的なアウトカム指標として2つの「成果指標」と「主な事業目標値」で評価を行います。 個々の事業評価（業務目標達成評価）ではなく（内部では別途実施しますが）、本計画では事業の組み合わせによる政策パッケージの効果を総合的なアウトカム指標で評価する手法を取り入れます。
44	(3) 個別施策について	第2章	基本施策2-1 地域で支え合う体制の強化	・圏域格差の是正に対する案がない 地域住民の声からは、22ヶ所の地域包括支援センター職員の力量に格差があることが推察される。住民自らが選ぶことのできない地域包括支援センターなので、不平等感が生じることのないよう、一定の質を担保する必要がある。事業所に委託しているが故の困難さは理解できるが、住民意見の把握、人材の交流、積極的な検討会開催などでの主管課からのバックアップなど、圏域格差を是正するための取り組みをプランに取り入れてほしい。	個別施策4の具体的な取組・事業の中で、総合相談支援機能の向上にて整理しております。 なお、地域包括支援センター機能の一定の質の確保については、地域包括支援センター職員を対象とした研修等のほか、多職種の専門家によるネットワークの推進、地域包括支援センター間による情報共有によって、対応力の向上とともに圏域格差の是正に努めてまいります。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
45	(3) 個別施策 について	第2章	基本施策2-1 地域で支え合う 体制の強化	<p>現行の計画では、地域包括支援センターの歴史的背景や地域に求められる役割などがP89に具体的に説明されています。中でも、総合相談支援機能の充実が図られる必要性として、今後の顕著な高齢化の進行に備え、相談件数や困難事例の増加へ対応、休日・夜間の対応状況などを勘案し、地域包括支援センターの職員が地域への訪問や実態把握などの活動が十分に行えるようにと分かりやすい説明が加えられています。次期計画のP10では、そうした説明が省かれることによつて、総合相談支援機能の充実がなぜ必要なのか、わかりにくくなっています。同様に現行計画では、関係機関等との連携強化により、高齢者の実態やニーズ等に関する情報、支援方針を共有し、それぞれの役割や機能を理解することが必要となっており、その連携の一つの機会として、地域包括支援センターが主体となつて開催する地域ケア会議があると紹介されています。その地域ケア会議の5つの機能を紹介し、地域包括ケアシステムの充実のために有効で重要な会議と位置づけられています。しかし、次期計画ではP10にそうした紹介が全くありません。今後、地域包括支援センターのそうした機能は次期計画に不要なのでしょうか？なぜ、計画に盛り込まれないのでしょうか？</p>	<p>『第2章基本方針・基本施策の「基本施策2-1 地域で支え合う体制の強化」』において、地域包括支援センターを地域包括ケアシステムにおける中核機関と位置づけております。今後、複雑な課題を抱える高齢者がますます増加するなかにおいては総合相談機能の充実が必要と考えております。</p> <p>なお、本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。</p>
46	(3) 個別施策 について	第2章	基本施策2-1 地域で支え合う 体制の強化	<p>現行計画では、P90に「地域包括支援センターは地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、機能の強化を検討」していますが、次期計画のP10には、地域包括支援センターの機能強化ばかりか、「地域包括ケアシステム」という言葉さえ出てきません。なぜでしょうか？そして、そうした内容は高齢福祉計画に載らなければ、どの計画に示され、一般市民が知ることができるのでしょうか？</p>	<p>『序章 計画の策定の「1-1 計画策定の趣旨」』において、高齢者の福祉施策と介護保険制度の持続可能性の確保や、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムのさらなる深化を進めることを記載しております。</p>
47	(3) 個別施策 について	第2章	基本施策2-1 地域で支え合う 体制の強化	<p>高齢化率の上昇、核家族化、高齢者単身世帯の増加などによって、申告な問題が発生し、市として取り組むべき課題は明確に存在していると思われませんが、それらに対して言及がなされていないことに危機感すら感じます。8050問題、身寄りのない単身高齢者の問題、判断能力の低下故に発生してくる問題、高齢者虐待の増加等々、このような問題にどのように対応していこうとしているかが伝わってきません。</p>	<p>『序章 計画の策定の「1-1 計画策定の趣旨」』において、高齢者の福祉施策と介護保険制度の持続可能性の確保や、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムのさらなる深化を進めることを記載しております。</p> <p>また、8050問題やダブルケアなど課題が複合化しているため、包括的に課題を支援する体制づくりに努めてまいります。</p>
48	(3) 個別施策 について	第2章	基本施策2-2 在宅医療・介護 連携の推進	<p>P11 基本施策2-2 在宅医療・介護連携の推進の個別施策に「医療と介護のネットワーク活動」を入れてはどうか。</p>	<p>『第2章基本方針・基本施策の「基本施策2-2 在宅医療・介護連携の推進」「個別施策1 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築」』において、医療と介護のネットワークなど、多職種の活動も包含しております。</p>

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
49	(3) 個別施策 について	第2章	基本施策2-2 在宅医療・介護 連携の推進 および 基本施策2-4 権利擁護の推進	3 市外又は県外に居住する要介護者の家族（主たる介護者・保証人等に当たる）への支援策に着手してほしい。 「在宅医療・介護の連携の推進」を図る上で、ACPや成年後見制度の利用について、離れて住む子世代に対して理解促進の働きかけをしていくことは欠かせない。 令和5年9月発行の『福島市の福祉事業』によると、令和4年6月末現在、65～74歳のひとり暮らし高齢者は、高齢者年齢階層別比率において全体の37.7%と最も多い。後期高齢者になる前から、同居ではないからこそ解りにくい親の意思決定プロセスに関わりをもっていくことは重要で、その機会を行政が意識的に設けることが求められている。 ひとり暮らし高齢者の県外に住む子世代に対して、ACPや成年後見制度（任意後見も）などのオンライン講演に参加を呼びかけるなど、できることはあるのではないかと。市民後見人の育成に取り組むとともに、市外又は県外に居住する子世代への働きかけを検討してほしい。	ご意見は今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。
50	(3) 個別施策 について	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	次期計画のP12で「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、と表現されているにも関わらず、その後の個別施策1～5の組み立てや内容がほぼ現行計画のままとなっているのはなぜでしょうか？	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。 「共生社会を推進するための認知症基本法」第3章の基本的施策の施策順に個別施策を記載し、個別施策の組み合わせは独自に考えております。
51	(3) 個別施策 について	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	「個別施策1」は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症の理解に関する正しい知識の普及啓発、教育の推進、運動の展開とし、企業や子ども・学生など幅広い世代、領域に対する取り組みの追加を提案します。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。 「共生社会を推進するための認知症基本法」第3章の基本的施策の施策順に個別施策を記載し、個別施策の組み合わせは独自に考えております。 本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
52	(3) 個別施策について	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	「個別施策4」の認知症バリアフリーの推進を「個別施策2」に繰り上げた上で、移動・消費・金融・公共施設など生活のあらゆる場面で、障壁を減らしてゆくバリアフリーの取組みの推進と、社会参加の支援を提案します。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。 「共生社会を推進するための認知症基本法」第3章の基本的施策の施策順に個別施策を記載し、個別施策の組み合わせは独自に考えております。 本計画では、時局に合った施策の展開と見直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わる環境に臨機応変に対応するため、各個別事業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明確にして体系化した施策レベルでの表記としました。 また、個別事業については、年次で作成いたしますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
53	(3) 個別施策について	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」について触れていないのはどうしてでしょうか？ 2024年認知症施策推進計画は、今回施行された「認知症基本法」に基づいて計画を作るべきではないか？ 「認知症基本法」の第2章認知症施策推進基本計画第13条に実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するように努めなければならないとあります。	『第2章基本方針・基本施策の「基本施策2-3 認知症施策の推進」』で「同法に基づき第3期福島市オレンジプラン（令和3~5年度）で推進してきた施策を更に推進する」と記載しております。
54	(3) 個別施策について	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	昨年「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定され、自治体の責務が明記されたところです。具体的な内容はまだこれからというところだと思えますが、プランの中に福島市として取り組んでいく旨の言及があってもよいのではないかと思います。	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法※以下法」については、『基本施策2-3 認知症施策の推進』で法に基づき第3期福島市オレンジプラン（令和3~5年度）で推進してきた施策をさらに推進すると記載しておりますことから、修正はいたしません。法の基本理念のとおり認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう施策を進めてまいります。
55	(3) 個別施策について	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	認知症の人やその家族の支えになるような普及・啓発を進めるとあるが、下の5項目では支えになるとは思えない。 個別施策4 認知症バリアフリーの推進・介護者への支援 認知症バリアフリーの推進と介護者への支援を一緒するには無理があるのではないか。「認知症バリアフリーの推進」と「本人・介護者への支援」とそれぞれ個別にして施策作るべきではないか。 7項目が認知症介護者の負担軽減等にどのようにつながるのか？	認知症の人を支える地域づくりを進めることで、認知症の人のみならず介護者の負担軽減が図られると考えております。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
56	(3) 個別施策について	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	「個別施策1」の中の「本人発信支援」については、別途「認知症の人の意思決定の支援」や「社会参加・活動参画の機会の確保」と合わせ、独立した「個別施策」として立ち上げ、認知症の人が意見を表明する機会の確保と支援を提案します。	認知症の人の意思決定の支援は個別施策3・4に、社会参加・活動参画の機会の確保は個別施策4に含まれていますので、本計画策定時点では修正いたしません。個別施策は一体的に進めて行く考えです。
57	(3) 個別施策について	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	「相談体制の整備・支援」を「個別施策」として独立させ、それぞれの状況に応じて相談できる場の確保、体制の整備や、認知症の人や家族が孤立することのないよう、互いに支え合うために交流する活動の支援、情報の提供、場の提供を提案します。	「相談体制の整備・支援」については、早期発見・早期対応できる体制づくりを『個別施策2 認知症予防の推進』で、認知症の人を支える地域づくりを『個別施策4 認知症バリアフリーの推進・介護者への支援』で推進するとしております。
58	(3) 個別施策について	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	「個別施策5」の若年性認知症の人への支援 早期診断を、自ら力を発揮し認知症の進行に「備える」機会ととらえ、当事者同士が出会い、学び、決定する関係づくりの場として本人ミーティングを位置づけ推進します。合わせ、関係機関との相互支援のネットワークづくりや、職域に向けた正しい理解の普及啓発を通して、適切な対応で就労・社会参加の環境づくりを提案します。	ご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。
59	(3) 個別施策について	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	次期計画のP12で「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づくと説明されていますが、認知症基本法では認知症当事者の意向に沿って認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」や認知症基本法の理解促進、認知症の本人の姿と声を通じて「新しい認知症観」を伝えていく必要があるとされています。そうした「新しい認知症観」と言った考え方が計画に盛り込まれていないのはなぜでしょうか？	基本施策2-3の「共生」についての用語説明のとおり「認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる。また、認知症があってもなくても同じ社会に生きる」という新しい認知症観のもと、認知症への理解に関する普及啓発・本人発信支援等を進めていく考えです。 なお、パブリックコメントNo.51に伴う修正により「共生」の考え方については個別施策1の中で述べることといたします。
60	(3) 個別施策について	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推進	「共生」と共に「予防」がクローズアップされてしまうと、認知症になることが否定的な捉えられ方をするために、認知症基本法では「予防」は強調されないような配慮されているはずですが、次期計画のP12やP13では未だに「共生」と「予防」が車の両輪との表現になっていますが、それはなぜでしょうか？	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。「予防」についてクローズアップする意図はありませんので、『「共生」と「予防」を車の両輪として』の文言を、『認知症の人を含めた市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進するため』といたします。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
61	(3) 個別施策 について	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推 進	令和5年12月25日の「第4回認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」において、岸田総理が「地域ぐるみで支え合う体制などとして、早期かつ継続的に意思決定支援を行える環境整備。本人、家族の声を聴きながら認知症バリアフリーを進め、幅広い業種の企業が経営戦略の一環として取り組む」ことが示されていますが、そうした内容が含まれていないのはなぜでしょうか？	内容については個別施策4に包括されており ます。取り組みにあたっては地域共生社会 の実現に向け多様な職域・職種や関係団体、 地域住民との連携・共創して進めていくこ とを第2章基本方針・基本施策全体に係るの ものとして記載しております。
62	(3) 個別施策 について	第2章	基本施策3-2 介護サービスの 基盤整備	・介護職員の賃金を保障するための仕組み作り 介護報酬は国の公定価格ですが、その財源を、国民の保険料や高齢者の自己負担 にもとめているだけでは共倒れです。是非、税金を投入して、介護事業所が潰れ ず、高齢者も利用料を払い続けられる仕組みにして下さい。「一人一人の人生を 支えること」に税金を使ってほしい。介護職員の賃金が薄給なままでは、職業と して選択されず、介護保険制度の存続が危うくなると、強い危機感を感じていま す。	介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体 で支え合う仕組みとして、制度の持続可能性 を確保する観点から制度内容を国の社会保障 審議会で審議しています。介護職員の処遇に 関係する介護報酬の改定率もここで議論され ています。 また、介護保険に係る費用については、半 分が公費（税金）で賄われており、残りの半 分が保険料と自己負担（1～3割）で賄われ ています。 本市としては、国の負担割合を増やし、高 齢者の負担を軽減させることや、介護人材確 保に資する処遇改善の充実を市長会等を通じ て要望しています。
63	(4) 現状分析 について	-	その他	この計画は、福島市が今後事業を展開するための案であるとすれば、市民や関係 する専門職そして事業所が自発的に計画の推進に関心を示し自ら取り組むべきこ とに気づく必要があると考えます。第一は、福島市の高齢者と取り巻く現状（福 島市の地域包括ケアシステムの現状）を知る必要があるのではないかと思います。 そして市民が理解しやすい文章で作成していただければと思います。	本計画の策定にあたっては、市民にとって 読みやすく分かりやすい構成や分量としま す。 ご指摘のとおり、本計画は今後の施策の方 向性を地域包括ケアシステムを中心に理解が 深まるよう、ご意見を踏まえ、文章につい ては全体的に分かりやすい表現に工夫して校正 します。
64	(4) 現状分析 について	第2章	基本施策2-3 認知症施策の推 進	現行の計画ではP98で全国や福島市の現状について分析し、それに対する具体的 な施策・事業がP94に示されています。次期計画にはそうした全国や福島市の現 状分析が一切載っていないのですが、なぜでしょうか？	本計画では、時局に合った施策の展開と見 直しの視点を入れながら、目まぐるしく変わ る環境に臨機応変に対応するため、各個別事 業の明記や詳細な記述ではなく、方向性を明 確にして体系化した施策レベルでの表記とし ました。 また、個別事業については、年次で作成い たしますが、今後の検討に当たっての参考と させていただきます。 現状分析は、『第4章現状と課題』に記載 しております。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
65	(4) 現状分析について	第2章	基本施策2-4 権利擁護の推進	<p>現行計画ではP101に高齢者虐待の現状と課題が示されていますが、次期計画にはそれがなく、P15に「高齢者虐待の防止と早期発見のため、関係機関と連携し、虐待を受けた高齢者やその養護者等の支援を図ります」とした紹介しかなく「高齢者虐待防止施策の推進など」と説明されるにとどまっています。なぜ現状と課題の分析がなされていないのでしょうか？</p> <p>また、現行計画ではP102に施策の推進の具体的な対応が示されていますが、次期計画でそれを示さないのはなぜでしょうか？</p> <p>同様に、現行計画ではP103にH27年から令和元年までの虐待件数が表でまとめて示されて現状分析がされているにも関わらず、次期計画ではそれがなされていないのはなぜでしょうか？</p>	<p>ご意見を踏まえデータ等を記載することとします。</p> <p>なお、個別事業の展開、いわゆるアクションプランについては年次で作成しお示しします。</p>
66	(4) 現状分析について	第4章	4-1 前計画の検証 および 4-3 本市の状況	<p>現状分析を基に、基本方針・基本施策・個別施策を策定していると思うが、現状分析の「結果」が分かりにくかった。第4章に、現計画の検証、高齢者人口などのデータ、介護保険事業の現状、各種実態調査などのデータが掲載されているが、それらから福島市の現状をどのように分析したのか、具体的に見えるように、市民にもわかるように明示してほしい。</p> <p>例えば、高齢者人口の増加についても、人口ピラミッドから、今後は後期高齢者が占める割合が多い時代になることが見て取れる。つまり介護保険サービス利用者がこれまで以上に増えるということであり、介護予防の必要性が益々大きくなっていくということだと思う。こういう分析結果つまり市の現状や今後の予想などが正しく市民に伝わり、介護予防や地域づくりの必要性を感じて、一人一人が行動に移せるような市民に分かりやすいプランであってほしいと思った。「第2章」「基本方針1」に「定年延長などによる就労環境に変化があることから」とあるが、その就労状況の変化に関するデータはどこに記載されているのか。P47の14には、「今後仕事を続けたいと思うか」が掲載されているが、高齢者の中で仕事をしている方がどのくらいいるのかはなかった。国が示している「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査項目には、「収入のある仕事への参加頻度」の項目もあるようだが、第4章のその調査結果に今回掲載しなかったのはなぜか。現計画には、市独自項目で「現在行っている仕事内容」が載っているのだから比較して掲載しても良かったのではないかと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、『第2章 基本方針・基本施策』と『第4章 現状と課題』で現状分析と施策とのつながりを補足するほか、「4-3 本市の状況」に「世代別労働者割合の推移」の統計を追加します。</p> <p>なお、本計画は策定後、市ホームページ上に公表・掲載する予定ですが、ニーズ調査の結果は他の調査を含め、計画本編ではなく、市ホームページの同じページに別途掲載することとします。</p>
67	(4) 現状分析について	第4章	4-1 前計画の検証 および 4-3 本市の状況	<p>現行計画では、総論と各論に分かれた構成になっており、各論の中で現状と課題が分析されています。次期計画では、なぜ現状や課題の分析が表記されていないのでしょうか？</p>	<p>「第4章 現状と課題」に記載しております。</p>
68	(4) 現状分析について	第4章	4-3 本市の状況	<p>出来れば計画案にニーズ調査の結果を参考資料として掲載したほうがよいと考えます。特に必要性があって聴取している市独自のアンケート項目については、福島市独自の計画案を示すうえでも掲載すべきと考えます。</p>	<p>本計画は策定後、市ホームページ上に公表・掲載する予定ですが、ニーズ調査の結果は他の調査を含め、計画本編ではなく、市ホームページの同じページに別途掲載することとします。</p>

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
69	(4) 現状分析 について	第4章	4-4 参考資料	・福島市の施設・居宅系サービス利用者数の推計の見直し こちらの調査には、近年増加しているサ高住や有料老人ホーム等のベッド数が入っていないと思います。特養と同様の役割を果たしている施設もあるので、需要と供給のバランスを評価する上でも、「その他の施設数」も把握するべきだと思います。そうすることで、高齢者の動向がより具体的に見えてくると思います。	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるためには、これらの入居定員総数を踏まえることが重要であることから、『第4章現状と課題の「4-4 参考資料」』に設置状況を記載しております。
70	(4) 現状分析 について	第4章	4-4 参考資料	掲載される調査データを検討する必要がある。部分的な情報に紙幅を割かれていて、必要なデータが掲載されていないと感じます。	アンケート調査の結果は、計画本編ではなく、市ホームページに掲載することとします。
71	(5) 委員構成 について	第4章	委員名簿	基本施策づくり委員会には認知症の人と家族の会のメンバーも入ることで本人の意思、介護家族の意思などを理解できるのではないのでしょうか。	本計画の策定に関し調査審議する福島市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の委員として、認知症の人と家族の会福島地区会所属の方へ委嘱しております。委員名簿については、『福島市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿』に記載しております。
72	(5) 委員構成 について	第4章	委員名簿	「高齢者いきいきプラン2024」検討委員にケアマネジャーや介護事業所の職員を位置付けること。介護現場の状況がわかる委員の存在は、具体性ある計画を作成するための力になると思います。	本計画の策定に関し調査審議する福島市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の委員として、ケアマネジャーや介護事業所を含む組織である社会福祉協議会所属の方へ委嘱しております。委員名簿については、『福島市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿』に記載しております。
73	(5) 委員構成 について	第4章	委員名簿	福島市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会委員に学識経験者、専門職団体、一般市民の参画が無いことが気になります。幅広い視点から計画実施の評価や次期計画策定を行う必要があると思いますし、市政に対する市民参画は木幡市長が大切にされている事ではないのでしょうか。	本分科会の委員としては、医師会・歯科医師会や弁護士会、社会福祉協議会、老人クラブや町内会などへ委嘱し、専門職団体・学識経験者・一般市民の参画としています。委員名簿については、『福島市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿』に記載しております。

No.	分類	章	該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
74	(5) 委員構成について	第4章	委員名簿	<p>上部計画である地域福祉計画2021では、策定までの間に市民アンケートや大学生への次世代アンケート、さらには地区懇談会を経て広く市民の意見を取り入れて計画づくりが進められていると認識しています。高齢者福祉計画でも、以前は地域包括支援センターをはじめ関係機関に意見を求める機会を作っていたかと思いますが、今回は一切そうした場が持たれず、行政内部でのみ計画づくりが進められているように感じています。地域福祉計画よりもより具体的に現場の声を反映させる必要があると思います。パブリックコメントでは、一般市民が現行計画との違いを比較し、変更された点について理解をするのはかなり難しいと感じています。少しでも市民が自分たちの計画だと理解できるような説明を受け、意見を求められる機会はあったのでしょうか？</p>	<p>本計画の策定に当たっては、医師会・歯科医師会や弁護士会、社会福祉協議会、老人クラブや町内会などの専門職団体・学識経験者・一般市民に社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員を委嘱し、意見をいただいています。委員名簿については、『福島市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿』に記載しております。</p>